

長浜市告示第 1 8 5 号

長浜市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱（平成27年長浜市告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

第 1 条中「平成26年 4 月 1 日付け25農振第2255号農林水産事務次官依命通知」を「平成26年 4 月 1 日付け25農振第2255号」に改める。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（交付金額の端数計算）

第 1 4 条 規則第 2 0 条の 3 第 6 項第 3 号の規定により市長が別に定める交付金の額の端数金額の計算方法については、交付金の額若しくは交付金の確定額に 1， 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1， 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

交付金の種類	事業区分	地目	交付単価
農地維持支払交付金		田	2， 2 0 0 円／ 1 0 a 当たり
		畑	1， 5 0 0 円／ 1 0 a 当たり
		草地	1 8 0 円／ 1 0 a 当たり
資源向上支払交付金 （共同活動）	標準型	田	1， 3 0 0 円／ 1 0 a 当たり
		畑	8 0 0 円／ 1 0 a 当たり
		草地	1 2 0 円／ 1 0 a 当たり
	環境保全型	田	1， 8 0 0 円／ 1 0 a 当たり
		畑	1， 0 8 0 円／ 1 0 a 当たり
		草地	1 8 0 円／ 1 0 a 当たり
	防災減災型	田	1， 8 0 0 円／ 1 0 a 当たり
		畑	8 0 0 円／ 1 0 a 当たり

		草地	1 2 0 円／1 0 a 当たり		
	生態系保全型	田	1, 8 0 0 円／1 0 a 当たり		
		畑	8 0 0 円／1 0 a 当たり		
		草地	1 2 0 円／1 0 a 当たり		
	水田の雨水貯留機能強化を推進する活動に対する支援 (田んぼダム加算)	田	3 0 0 円／1 0 a 当たり		
	多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 (増進加算)	田	3 0 0 円／1 0 a 当たり		
		畑	1 8 0 円／1 0 a 当たり		
		草地	3 0 円／1 0 a 当たり		
	環境負荷低減の取組への支援 (みどり加算)	長期中干し	田	8 0 0 円／1 0 a 当たり	
		冬期湛水	田	4, 0 0 0 円／1 0 a 当たり	
		夏期湛水	畑	8, 0 0 0 円／1 0 a 当たり	
		中干し延期	田	3, 0 0 0 円／1 0 a 当たり	
		江の設置等 (作溝実施)	田	4, 0 0 0 円／1 0 a 当たり	
		江の設置等 (作溝未実施)	田	3, 0 0 0 円／1 0 a 当たり	
資源向上支払交付金		田	4, 4 0 0 円／1 0 a 当たり		

(施設の長寿命化のための活動) ※上限単価	畑	2,000円／10a 当たり
	草地	400円／10a 当たり
資源向上支払交付金 (活動組織の広域化・体制強化)		400,000円／1組織 当たり

様式第1号及び様式第3号中「実施要綱様式第6－7号」を「実施要領様式第1－3号」に改める。

様式第6号中「実施要綱様式第1－8号」を「実施要領様式第1－8号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに交付決定を受けた交付金の取扱いについては、なお従前の例による。